

地方農政局長あて
沖縄総合事務局長あて
都道府県知事あて
各政令指定都市市長あて

総務省自治財政局長
農林水産省農村振興局長

ふるさと農道緊急整備事業について

地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農業農村の振興と定住環境の改善に資するため、平成5年度から、総務省と農林水産省が協力して、国庫補助事業及び地方単独事業を効果的に推進していく「ふるさと農道緊急整備事業」（以下「本事業」という。）を実施してきたところであるが、引き続き、平成15年度以降も実施することとしたので、下記のとおり通知する。

各地方公共団体にとっては、この趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて積極的に対応されたい。

なお、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知されるようお願いする。

記

1 計画の策定と対象事業

(1) 本事業を実施しようとする地方公共団体は、次により「ふるさと農道緊急整備計画」（以下「計画」という。）を策定するものとする。

① 計画の期間

計画の対象期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とする。

② 計画対象事業の種類

計画の対象事業は、次のとおりとする。

ア 国庫補助事業として実施する農道整備事業（地方単独事業と関連するもの）

イ 国庫補助事業と地方単独事業とを、効果的に組み合わせて実施する次の農道整備事業（以下「組合せ施行事業」という。）

(ア) 促進型事業：国庫補助事業と地方単独事業の施行区間を区分して行う事業

(イ) 合併型事業：国庫補助事業と地方単独事業の施行内容を区分して行う事業

ウ 地方単独事業として実施する農道整備事業

③ 計画の対象となる地方単独事業

次の要件をすべて満たす事業に限るものとする。

ア 集落間又は集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等、農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等の事業（合併型事業については、国庫補助事業に併設又は合併して実施する事業に限る。）

イ 地方公共団体が実施し、管理することとなる農道の開設、改良等の事業であって、受益面積が概ね10ha以上のもの

(2) 地方公共団体は、計画の策定に当たっては、企画財政担当部局と農道担当部局が連携・協力して行うものとする。

(3) 都道府県及び市町村は、計画の策定に当たっては、必要に応じ相互に連絡調整を行うものとする。

(4) 地方公共団体は、国庫補助事業を計画に掲載するに当たっては、（市町村は、都道府県を経由して）あらかじめ農林水産省と調整を図るものとする。

(5) 地方公共団体は、組合せ施行事業を計画に掲載するに当たっては、国庫補助事業との関連について、(市町村は、都道府県を經由して) あらかじめ農林水産省と調整を図るものとする。この場合において農林水産省は、地方公共団体の要望を尊重するものとする。

(6) 地方公共団体は、計画を総務省及び農林水産省に届け出るものとする。なお、市町村の計画の届出は、都道府県を經由して行うものとし、この場合において、都道府県の市町村財政担当部局と農道担当部局は連携・協力するものとする。

(7) 地方公共団体は、計画の内容を変更しようとするときは、計画の策定の場合と同様の手続きを経るものとする。

(8) その他計画の策定に必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

2 事業の実施手続等

(1) 地方公共団体は、組合せ施行事業の実施に当たっては、国庫補助事業との関連について、(市町村は、都道府県を經由して) 農林水産省と随時必要な調整を図るものとする。

(2) 地方公共団体は、毎年度、本事業の地方単独事業分について、起債申請手続等を行うものとする。

(3) 本事業の地方単独事業分の当年度の実施状況及び翌年度の実施予定事業量について、総務省及び農林水産省は共同して、関係地方公共団体に対し報告を求めることができるものとする。

(4) 地方公共団体は、本事業の実施に当たっては、事業の緊急性、有効性等に関する自主的な評価に努めるものとする。

3 事業の支援

総務省及び農林水産省は、連携・協力して計画の推進を図るため、国庫補助事業及び地方単独事業に対して支援するものとする。なお、本事業の地方単独事業分に対する地方財政措置は、下記のとおりとする。

(1) 本事業にあつては臨時地方道整備事業債を充当することとし、その充当率はおおむね90% (財源対策債による充当率の引き上げ分15%を含む。) とする。

(2) 上記地方債の元利償還金については、通常分(75%)については30%に相当する額を、財源対策債分(15%)については50%に相当する額を後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

4 期間

本事業は、当面、平成15年度から平成19年度までの5年間の措置とする。